

国务院弁公庁

国务院弁公庁(2005)36号

東北旧工業基地を促進するに当り、対外開放を一層拡大する実施意見

各省、自治区、直轄市の人民政府、国务院の各部・委員会、各直属機構

東北地区等旧工業基地の対外開放を一層拡大させることが、振興戦略の重要な構成部分であり、旧工業基地の振興を実現させる重要な手段でもある。

(中国共産党中央と国务院が東北地区等旧工業基地の振興戦略を実施する若干意見) (中発(2003)11号)の精神に基づき、東北地区の実情に照らし、国务院の同意を得て、東北地区の対外開放の一層の拡大を次の通り実施する。

1、外資が国有企業の改組・改造(改革)に参加するよう奨励し、体制と構造の革新を加速させる

- (1) 国有経済に対して、戦略的調整を行い、外資利用の方法を探索、開拓し、外資に対し国有企業への改組・改造(改革)に参加することを奨励し、体制と構造改革を促進させ、旧工業基地の国有企業を市場経済と共に発展させる。
- (2) 外国投資者に対し買収合併、資本参加等多種の方式で国有企業の改造に参加することを奨励する。外国投資者は国有企業を買収合併、資本参加、改造を行う場合、国有企業の過去の納付できなかった未納税金につき、規定に基づき国务院の許可により免除する。条件が調った外国投資会社は国内外で上場する事が支持される。
- (3) 積極的に、国有資産を順調に流通できるシステムを探索する。外国投資企業が法律に基づき、金融資産管理会社の不良債権と株券を購入、所持した場合の資産の再編・処理を許可する。
- (4) 外国投資企業の社会保障環境を更に改善する。外国投資者は国有企業を買収合併した後、労働関係の処理、経済性減員及び社会保障等につき、現行法律規定・制度に従い国民と同じ待遇を受ける。
- (5) 外国投資者の国内企業の買収・合併・再編を規範促進させる。東北地区における企業財産権の取引制度を確立し完備させることにより、外国投資者の買収合併、資本参加等の投資利便性を図り、規範的環境を提供する。外国投資者は国有企業を買収合併する際、中国の関連法律と政策により資産評価を行い、資産取引価格は関連部門に記録された又は許可された資産評価結果に基づき確定する。

2、政策の指導を強化し、以下の重点業界と企業の技術進歩を推進する

現在ある基盤を利用し、産業の全体素質を強化し、競争力を向上する。積極的に外資を吸収し、重点業界と重点企業の技術改造を加速させる。

技術導入に対する理解、吸収を強化する。

自主的に開発力を高め、産業のレベルアップを推進する。

(7) 外国企業が重点業界及び企業に投資することを支持する。

外国投資者に対し国家のより重点的に発展させたい現代農業、設備製造業、化学工業、ハイテク産業及び農産物加工業等への投資を積極的に指導する。

関連産業の発展を加速させ、強い競争力を持つ現代的な産業基盤を形成する。

国家は上記業界の重大プロジェクトを東北地区に傾斜配分し、重大な技術及びプラントの導入に対し、政策性貸付を支持する。

重大なプロジェクトは許可を得た上で、適切に資本金比率を下げる事が出来る。

外国投資者は既に国家の許可を得た国債重大プロジェクトに投資する場合、元の貸付金利優遇、補助及び資本金補助額は変わらない。許可を得れば、その分を中国側国有企業の株券の増加分とすることが出来る。

(8) 外国投資の優位性産業目録の実行範囲を拡大する。《中西部地区外国投資の優位性産業目録》に遼寧省(吉林省、黒竜江省は列記済み)を追加する。該目録に符合するすべての東北地区の外国投資プロジェクトは奨励されている外国投資プロジェクトの輸入税収優遇政策を受けることができる。

(9) 外国企業がハイテク産業及び研究開発センターに投資することを奨励する。

多国籍企業が東北地区で独資又は現地の企業、科学研究の機関、大学・高等専門学校と合併で研究開発センターを設立することを奨励する。

外国投資の研究開発センターは《國務院輸入設備税収政策の調整に関する通知》(国発〔1997〕37号)及び《國務院弁公庁再公布 経貿部等部門 当分の間外国投資を一層奨励する意見の通知》(國務院弁公庁発布〔1999〕73号)の関係優遇政策を利用する以外に、審査・許可された外国投資企業の技術センターに対し、国内で生産できない自社用消耗材、試薬、原型機、見本等について、現在の規定に基づき、関税免除から、輸入一貫の増徴税を免除することができる。

(10) 外国企業の継続型産業、代替型産業への投資を奨励する。

国家は重大プロジェクトの生産力の配置を優先的に企画する。

東北地区の資源枯渇型都市に精密加工と継続型産業の投資を誘致する。

資源枯渇型都市のモデルチェンジを積極的に進める為に、現在の資源、人材、生産能力の優位性を十分に発揮し、総合的に利用する。

3、開放分野を一層拡大し、サービス業のレベル向上を目指す

(11) 就業率を向上させる為、対外開放の新しい情勢に応じ、旧工業基地の優位性産業の発展及び都市機能を転換させる。

積極的な外資導入により伝統サービス業を改善し、向上させると同時に、現代的なサービス業を重点的に発展させ、サービス業の対外開放を推進する。

(12) 外国投資による都市公共施設の建設を奨励する。

政府が有効な監督管理機制を樹立し、公共利益と安全条件を確保した上で、外国投資による都市ガス、光熱エネルギー、供排水管ネットの建設、運営に関する持株比率の制限を緩和する。承認された場合、外国側の過半数持株を許可する。

(13) 金融サービス業の対外開放を拡大する。

中国がWTOの金融開放の関連承諾に基づき、銀行業の対外開放を一層拡大し、証券・先物・保険等の金融サービス発展を加速させる。

外国銀行による東北地区機構の設立や業務開設に対し、優先的に許可する。

外資金融機関の地方都市商業銀行への資本参加、農村信用社への体制改革・再編に参与することを奨励する。

企業年金、農業の保険等の面で実績のある外資保険会社が東北地区に入ることを奨励する。

外国企業が東北地区で合資の証券会社、証券の投資基金管理会社、保険経営会社及び外資保険会社の経営機構を設立する場合、優先的に許可する。

(14) 外国企業側が交通運輸業に投資することを奨励する。

鉄道による旅客輸送や貨物輸送、国外への道路運輸や国内道路運輸、定期と不定期の国際海上運輸業務、国際コンテナ運輸に至るまで多様多様な連絡輸送業務に関する外国資本の占める持株比率の制限を、承認を得た場合、緩和する。また航空運輸業や全線通用航空業への外国投資を奨励する。

(15) 外国投資の物流企業への参入範囲を試験的に拡大する。

外国投資の物流企業への試験的範囲を遼寧、吉林、黒龍江の3省まで拡大する。

4、地域の優位性を発揮し、地域経済の健全な発展を促進する

(16) 地理的優位性により、「世間に出て見識を広める」の戦略を持って、周辺の隣国とエネルギー、原材料、鉱山資源の開発をより一層推進する。

地域間経済提携に参加し、国際市場を開拓することにより、商品、技術、労務輸出を促進する。

東北地区と周辺諸国との国際貿易、投資、科学技術、旅行に渡る各方面の提携の土台を構築することを引き続き支持する。

(17) 東北地区の国境貿易を更に発展させる。

国境貿易の政策を発展促進させるために研究し、輸出税還付、輸出商品の経営管理、人的交流等の面の管理を強化すると同時に、手続を簡略化する。

国境貿易における人民元の為替決済方法を完備し、貿易の促進、投資の簡素化を進める。東北地区での国境間小額貿易を人民元で決済した場合の、輸出税還付を試験的に行う。

(18) 東北アジア地区の国際経済・技術協力を強化し、国境地区での開発と対外開放を進める。

引き続き図們江地区の国際協力開発を拡大する。積極的に国境地区の開発と対外開放の新しいモデルを探求する。

国境地域の経済協力区や相互貿易区、輸出加工区の建設を加速すると同時に、黒河・綏芬河(東寧)、琿

春、丹東等の国境地域を物流貿易集積地、輸出入加工地としての国際商業貿易、旅行業等の機能を完備した地区にする。

(19) 合資、合作、買収・合併等の多様な方式で越境輸入の開発を奨励する。

関連政策をより積極的に研究し、政策サポートシステムを完備させ、また東北地区企業による重要越境開発プロジェクトを対象に、初段階における費用補助、国内貸付金利優遇などのサポートを強力に推進する。その製品については優先的に輸入させる。

(20) 有資格企業の外国支援プロジェクトへの入札や外国との合併プロジェクトへの積極的な参加を奨励する。外国での工事請負や外国への投資による設備輸出や労務輸出を供う生産・加工パターンプロジェクト及び技術協力プロジェクトに対し、現在国内で実施している既存国内貸付金利優遇、特別融資及び海外展示会開催、広告等の市場開拓に関する費用補助等、多方面に対しより一層強力なサポートを行う。

(21) 大連東北アジア国際航運センターの発展を加速させる。

港湾施設の建設を強化し、更に大連港の開放、外資の吸収及び航運能力を高める。

大連地区と大連港の関連をより強化し、その試験運用範囲の拡大を研究する。

外国投資した大規模な埠頭、奨励類の臨港工業及び物流プロジェクトに対しては優遇政策を与えると同時に優先的に審査許可する。

5、良好な発展環境を整備し、対外開放をより加速するための保障を提供する

(22) 海外特別融資による東北地区インフラ建設のサポートを拡大すると同時に環境保護、教育、公共医療・衛生等の社会福祉発展を強化させる。

政府機能を更に転換させ、サービス意識やレベルを高め、外国投資企業の運営に便利な条件や良好な環境を提供する。

(23) 既存開発区の発展レベルをより一層高める。

対外開放を前提とした自主的な新創出を特徴とする東北区域の新しい体系確立を促進し、既存開発区の自主的な新創出能力を高める。

東北地区に設立してある国家級開発区、又、推進された産業特色を持ち、促進能力が高い省級開発区に対し、既に認可された敷地面積が十分利用されている場合、土地利用全体計画と都市基本計画に基づき、土地市場に対する整理・整頓の手順を踏み、土地使用規模の合理化を図る。

東北地区が他地区の成功経験を参考にし、EUと構成国又はその他の先進国をパートナーとし、現在の開発区の中でも特にインフラの整備された優良な新型工業パークを選んで、現代的な製造基地を建設することを支持する。

(24) インフラ建設を強化する。

国家が東北地区の港と国境の港、道路、鉄道、橋梁と国境の都市、国境の農場のインフラ建設に資金を拡大投資する。

できるだけ早く東北東部鉄道を開設させ、ロシアへ出入りする道路、港、出入り口及び朝鮮へ出入りする道路、港、出入り口の一体的な建設を促進し、国境内外の合作プロジェクトを推進する。

国家は対外援助を実施する際に、優先的に東北地区の国境出入口の交通、港、空港等のインフラの建設プロジェクトを推進させる。

(25) 外国投資者に対し職業教育の訓練機関を設立することを推奨する。

外国の投資者が(中華人民共和国中外合作学校運営条例)の規定に基づき、中国の高等教育、職業教育機構と合作し、各種職業技能の人材・国際ビジネス人材・ハイレベルな職業技能人材の教育訓練機関を設立する場合には、国家の法律法規で別途規定したもの以外、国内その他の職業教育機構と同等な待遇を享受することが出来る。

同時に関連部門は積極的にその科学研究及び教育用品の輸入税免除の税收優遇政策の検討を行う。中央財政支持条件に符合する実験訓練基地は統一的な扶助政策を享受できる。

(26) 東北地区への積極的な海外人材と知力の導入を奨励する。

留学プロジェクトを利用し、東北地区で不足している人材を育成する。

東北地区で外国の専門家雇用及び出国育成訓練の出資援助を増強し、条件が調った部門と企業の広範囲な国際人材の交流と合作を支持する。

積極的に世界銀行融資及びその他の国際合作プロジェクトを獲得し、利用し、良質な教育資源を導入する。東北地区の中外合作学校運営を促進し、東北地区の教育発展を支持する。

(27) 中小企業の外資導入のサービス体系を設立し、完備させる。

外国投資者に対し中外合弁方式で担保機構を設立することを奨励する。

中小企業の為に融資担保、情報コンサルティング及び法律支援等のサービスを提供する。

(28) 対外開放を組織拡大し実行する。

東北地区における対外開放拡大は一つのシステムプロジェクトであり、長期的任務で、指導を強化し、実施をしっかりと確認する。

国務院の各関連部門と東北3省の人民政府は当該実施意見に基づき、具体的な実施細則を制定する。

東北振興弁は国務院の関連部門及び東北3省と有効的な体制を確立し、調整し、確実に各政策と措置を実現させる。

(29) 香港・マカオ・台湾企業、その他の経済組織と個人が東北の旧工業基地の振興に参加する場合、上述の政策を参照し実行することができる。

2005年6月30日